

【障がい者差別解消法と合理的配慮】

「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月1日から施行されています。（国際人権法にもとづく障害者権利条約を批准するために制定）

「社会がつくり出している障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人への不当な差別的扱い」をなくす為の法律です。



- 交通機関、建築物等における物理的な障壁
- 資格制限等による制度的な障壁
- 点字や手話サービスの欠如による文化・情報面の障壁
- 障害者を庇護されるべき存在ととらえる等の意識上の障壁



乗合バス の場合...

車いす利用者の乗車拒否などをする事、合理的配慮を行わないことは禁止されるため、**建設的対話が必要**になります。

合理的配慮とは、**障がいそれぞれに合わせた配慮**と受け止めてください。

**障がいのある人も、障がいのない人と同じように移動は生活の一部です。
障がいのある人も外出のためにバスを利用したいと考えている人がいます。**

POINT

なんでも 聞いて下さい。聞くことでわかることもあります。

その人にどんな障がいがあり、どこに気を付ければいいのか？は、見ただけではわかりません。自分で固定位置まで行けるのか？言語障がいがあるのか？内部障がいのためシートベルトの着用に気遣いがいるのか？白杖を使い自分で席まで行けるのか？様々な方がおられますので、安心安全に乗車してもらうため、必要に応じて声かけと確認をお願いします。

ブレイク

なぜ 階段は配慮でなくスロープは配慮なのか？

階段がなくても二階に上れるのは、ロッククライマーと棒高跳びの選手ぐらいであり、階段も二階に上る人への配慮である。しかし多数者への配慮は当然のこととされ、配慮とは言われない。対照的に、少数者への配慮は特別なこととして可視化される。

「すでに配慮されている人々と、まだ配慮されていない人々がいる」という視点を獲得したときに、平等についてのセンスは一気によくなる。

(石川准:見えないものと見えるものー社交とアシストの障害学ー より)



《車いす利用者への合理的配慮の例》

■ バスの構造上、車いす利用者は自力で乗ることができません

⇒スロープを出す、他の乗客に対して「車いすをご利用のお客様が乗ります」と伝えて下さい。

■ バスの構造上、車いすスペースに自力で向かうこと・座ることができません

⇒声かけをしながら、固定位置まで誘導する。しっかりと固定をする。

固定の際は、今何をしているかを本人に伝え、他の乗客にも聞こえるようすると、理解が深まります。